

平成18年（ワ）第8280号 霊璽簿からの氏名抹消等請求事件

2007年（平成19年）2月13日 午前10時30分

外8名

外1名

原告第4準備書面

（川島昇の合祀によって原告楊元煌が被っている精神的苦痛）

2007年1月10日

記

1 原告楊元煌の経歴、および戦没者川島昇との身分関係

(1) 原告楊元煌は、1954年9月29日、台湾南投懸仁愛郷互助村で生まれた。互助村は、日本統治時代は川中島と呼ばれていた。

原告楊元煌は、セイダッカ（あるいはセイデック）族である。台湾政府の分類ではタイヤル族に含まれる原住民族であるが、セイダッカは独自の言語や文化をもっており、独立の原住民族である。

原告楊元煌には、被告靖國神社に合祀されている義理の養父がいる。しかし、その妻であった原告楊元煌の養母も、原告楊元煌も、被告靖國神社から養父の靈魂を取り戻し、故郷で供養したいと考えている。

(2) 原告楊元煌の実父は高明徳、実母は高彩鳳である。原告楊元煌は、5人兄弟の4番目の子供であったが、生まれて2、3か月して同じ川中島の、遠い親戚である楊家の養子となった。養母は楊月嬌（民族名オビンタイモ）、養父は楊蕭忠生と言う（甲I1）。

養母楊月嬌（オビンタイモ。オビンテムともいう）は、1926年（中華民國15年、昭和元年）12月28日、父タイモモーナ（楊毛那）、母川島ヨシノ（民族名タッパスパワン）（楊阿筭）の長女として生まれた。当時は日本が台湾を統治していたため日本名と民族名の戸籍が混在しており、日本名の戸籍には同人は川島テル子として届けられている。漢字では「川島春子」と書いていた（甲I2）。

養母楊月嬌（オビンタイモ）は、1941年（昭和16年）9月15日、川島昇（民族名タダオナッパイ）と結婚した。川島昇（タダオナッパイ）は、1923年（大正12年）11月5日、父ピホナオ、母石井ノブの四男として出生した（甲I3）。

結婚当時、養母楊月嬌（オビンタイモ）は14歳、川島昇（タダオナッパイ）は17歳であった。

(3) 結婚当時、楊月嬌（オビンタイモ）と川島昇（タダオナッパイ）が住んでいた住所は、戸籍謄本の表記によると「臺中州能高郡蕃地川中島社」であったが、実際は、川中島に住んでいる原住民族は1930年以前は川中島から遠い霧社に住んでいた。1930年（昭和5年）10月27日に起きた抗日事件（霧社事件）の後、抗日事件に参加した原住民族は台湾総督府によって、川中島に強制的に移住させられたからである。

楊月嬌（オビンタイモ）と川島昇（タダオナッパイ）の間に子供はいなかった。川島昇（タダオナッパイ）は、結婚後、高砂義勇隊に参加し、目的地に行く輸送船に乗船中爆弾攻撃を受けた。

養母楊月嬌（オビンタイモ）は、生死不明の川島昇（タダオナッパイ）の生還をあきらめ、1947年（中華民國36年、昭和22年）3月20日、楊蕭忠生（1929年1月10日生）と結婚した。しかし二人の間には子供ができなかったのもので、生まれてすぐの原告楊元煌が、楊家の養子に行くことになったものである。

(4) 原告楊元煌が生まれた川中島には学校はなかった。原告楊元煌の養父楊蕭忠生は教育熱心で、原告楊元煌と原告楊元煌の祖母の住所を埔里という町に移し、原告楊元煌を埔里国民学校附属幼稚園に入学させた。その後、原告楊元煌は埔里国民学校、南投中学校、埔里高校と進み、高雄の海軍士官学校を19歳で卒業した。

埔里の学校は漢民族が多く、原住民族はあまりいなかった。川中島からは数名が来ていたが、学校では、霧社事件のことなどは習わなかった。

原告楊元煌は、1977年（中華民國66年）9月29日、23歳のときに結婚した。その後、兵役につき、1984年（民国73年）のとき兵隊から帰ってきた。

(5) 1990年前後になって、日本政府から高砂義勇隊の遺族に弔慰金が支払われることになった（甲I4乃至甲I9）。

中華民国紅十字が弔慰金請求の手続きをしたが、最初は川島昇の名前はないという通知が帰ってきたが、その後、川島昇の名前があるという通知がきた。ただ、川島昇は戸籍ではいつ死亡したか明確になっていなかったのもので、養母楊月嬌（オビンタイモ）は失踪宣告の申立てをした。

養母楊月嬌（オビンタイモ）の申立てにより、1994年（中華民国83年、平成6年）6月16日、台中地方法院が、川島昇の失踪宣告のための公示催告をすることを決定した。申立ての理由は1945年（中華民国34年）7月ころ、日本政府に徴用された後失踪し、50年生死不明であるというものであった（甲I10及び甲I11）。

1994年（中華民国83年）11月14日、養母の貯金口座に50万台湾ドルが振り込まれた。これは日本円にすると約200万円である（甲I12及び甲I13）。

（6）養父楊蕭忠生は1996年7月29日に亡くなった。それから1年ほどして1997年6月18日には養母楊月嬌（オビンタイモ）も胃ガンで亡くなった。

養母楊月嬌（オビンタイモ）は、養父楊蕭忠生が亡くなった後、原告楊元煌に対し、川島昇（タダオナッパイ）の魂を連れて帰りたいということになった。養母楊月嬌（オビンタイモ）は亡くなる前のある時、原告楊元煌が一人でいると、養母楊月嬌（オビンタイモ）は、「ブブ（母）、セノムツガン（前の夫）、タマツ（二番目の夫）が、ネイヤ、クミタヤク（見に来ました）」「みんなで一緒になったらいいな」と言ったことがある。養母は川島昇（タダオナッパイ）のことを最後まで気にかけていた。

2 霧社事件及び高砂義勇隊と原告楊元煌の関わり

（1）霧社事件は1930年10月27日の朝、霧社地区の原住民族が日本の総督府の支配や過酷な労働を強いられたことや文化を破壊したことなどに対する抵抗として起こった事件である。

原告楊元煌の祖父のタダオ・ノーカンはホーゴー社の頭目として、マヘボ社の頭目のモーナ・ルーダオとともに事件のリーダーだった。また、当該事件により、原告楊元煌の伯母高彩雲（日本名高山初子、民族名オビン・タダオ）の夫である花岡二郎（民族名ダックス・ナウイ）が自殺した。伯母のオビン・タダオ（初子＝高彩雲）が生き残ったのは、伯母は当時身重だったので、伯父のダックス・ナウイ（花岡二郎）が伯母だけでも生き残って欲しいと言ったからである。

霧社事件では原住民族は134人の日本人たちを殺したと言われているが、その後日本の警察隊や軍隊によって抗日部落の半分以上の600人を超える原住民族が殺された。そして、生き残った者は霧社の近くのそれぞれの部落から遠い川中島に強制的に移住させられた。

（2）原告楊元煌は、自分の家族のことを聴いたり調べたりしているうち、原告楊元煌の親族には川島昇（タダオナッパイ）のほかにも、高砂義勇隊に参加した人がいるということを知った。

まず、原告楊元煌の実父の高明德は高砂義勇隊に参加したが生きて帰ってきた。

実母高彩鳳の兄、すなわち原告楊元煌の伯父ポフォク・タダオ（川村大夫）は高砂義勇隊に参加して戦死した。

高砂義勇隊は、第二次世界大戦の際、日本が台湾の原住民族を軍属として徴用した部隊である。川中島からも、何人もの人が高砂義勇隊に参加したのである。

霧社事件のときは日本の軍隊に殺され、また日本の総督府によって川中島に強制移住させられた人々が、事件から10数年後には今度は日本がアメリカなどと戦うために軍人や軍属に徴集されたのである。

3 原告楊元煌の被告靖國神社に対する感情

被告靖國神社に祀られている人のほとんどが台湾などのアジアに対する侵略戦争に参

加して戦死した人々である。原告楊元煌としても、自分の国を守るために戦死した人を祀るのは理解できる。しかし、自衛戦争ではなく侵略戦争に参加して戦死した人々を祀ることは理解できない。原告楊元煌は、侵略戦争を反省しているのであれば、侵略戦争に参加して死んだ人々を祀ることはできないと考えている。

また、被告靖國神社は、霧社事件で戦死した日本の軍人たちを祀っている。原告楊元煌の祖父のタダオ・ノーカンを殺し、原告楊元煌の義理の伯父の花岡二郎の一族を死に追いやった日本の軍人たちが自分の国を守って死んだ人々として祀られているのである。

そして、同神社には、高砂義勇隊に参加して戦死した原住民族の人々も祀られている。原告楊元煌の義理の養父である川島昇（タダオナッパイ）も合祀されている。

原告楊元煌には、このように、殺された側の人、殺した側の人とともに同じ靖國神社に祀られていることについてどうしても納得できない。

さらに、被告靖國神社は、原告楊元煌の義理の養父である川島昇（タダオナッパイ）を祀るに際して、遺族の意思をまったく確認していない。原告楊元煌のセイダッカ族では、家族が亡くなると埋葬して初めて祖霊になって一族を守ってくれるという考えがある。ところが、被告靖國神社が川島昇などの魂を招いて、それを神体に移し、そこに靈魂をとどめてしまっているため、原告楊元煌は川島昇の靈魂を祖霊として祀ることができない。原告楊元煌は、かかる事態を非常に理不尽なことであると考えている。

4 原告楊元煌の宗教的信条と合祀に対する反発

原告楊元煌の宗教は天主教（カトリック）であるが、天主教においては、家族が亡くなったときは、次のように追悼・慰霊の儀式を行う。

遺体があるときは、冷凍庫に入れた遺体を一週間、家の客間におき、家族、親戚、友人らは家の外で寝食する。客間で寝ることもある。

一週間過ぎると、通常は家族のみが遺体を冷凍庫から棺桶に移し、家の祭をして、棺桶を墓地にもっていき、棺桶ごと墓に入れえう。このとき、神父がきて礼拝する。墓には、名前、生年月日、死亡日時、名前、子供と孫の名前が刻まれ（これを「墓碑」という）、小さな写真を備える。お墓参りは毎年行う。

家には写真が残されるので、天主教では写真に線香と果物を供える。線香を一週間たき、その後神父がきて、家で礼拝する。

死亡後10年過ぎた頃に、埋葬地を見て、風化して骨だけになっているかどうかを確認する。骨だけになっていた場合には、骨を壺に移し、これを家族の墓に入れ、墓碑を捨す。家族の墓には、「歴代祖先」、「楊家公墓」と記載される。

遺体がない場合、例えば海で死んだ場合等は、故人が使っていた衣類等を甕に入れ、甕の表面に写真を貼り付け、歴代祖先の墓に入れる。この歴代祖先の墓とは別に墓碑も作る。

さらに、台湾原住民族は、靈魂は常に家族とともにあると考えているので、遺体がない場合には、女性が祭司となって故人の家で招魂する。すると、故人の靈魂は故人の衣類に帰ってくると考えられており、帰ってきた靈魂が宿っている衣類を埋葬することになる。

原告楊元煌の義理の養父である川島昇（タダオナッパイ）は海で死亡したので、まず家で招魂する必要がある、そのうえで、川島昇（タダオナッパイ）の魂を宿させた物をお墓に埋葬することになるのである。

しかし、被告靖國神社が川島昇（タダオナッパイ）の靈魂を招魂し、その靈魂を祀っているため、養母も原告楊元煌も川島昇（タダオナッパイ）の靈魂を招くことができない。被告靖國神社が同人の魂を招魂し、祀っている以上、原告楊元煌のほうから川島昇（タダオナッパイ）の魂を呼ぶことができないのである。

5 原告楊元煌の権利侵害及び被告らへの請求

(1) 原告楊元煌には、楊家の養子として、養母の夫である川島昇（タダオナッパイ）の死をどのように追悼するのか、どのように祀るのかを決める自由があり、これは宗教的自己決定権として、憲法13条及び憲法20条により保障されている権利である。

しかるところ、被告靖國神社は、原告楊元煌たち遺族や家族の意見を聞くことなく、勝手に川島昇（タダオナッパイ）の靈魂を招魂し、いまなおその靈魂を留め置いている。このため、原告楊元煌は、川島昇（タダオナッパイ）の靈魂を楊家の歴代祖先の墓で祀ることができない。かかる被告靖國神社の行為は、上述した原告楊元煌の宗教的自己決定権及び川島昇（タダオナッパイ）に対する敬愛追慕の情を侵害するものであり、ひいては原告楊元煌たち原住民族の文化享有権をも侵害するものである。

(2) また、被告靖國神社には、原告楊元煌の祖父らを殺した日本の兵士が、原告楊元煌の祖父らに殺された日本の兵士とともに靖國神社では合祀されていること、及び日本の侵略戦争のために駆り立てられた高砂義勇隊の戦死者が、侵略戦争を起こした責任のある戦犯とともに、靖國神社に合祀されていることを併せ考えると、被告靖國神社の、原告楊元煌に与えた精神的損害は、非常に甚大なものと言わざるを得ない。

(3) 以上より、被告靖國神社は、合祀行為により原告楊元煌に与えた損害を賠償せねばならず、このことは、被告靖國神社に祭神名票を供給し、「氏名等」の個人情報を引き渡すことにより、被告靖國神社の合祀行為を可能にした被告国においても同様である。

また、原告楊元煌が被っている精神的損害は、上述のとおり非常に甚大であり、被告靖國神社が合祀を取り消さない限り、原告楊元煌の宗教的人格権、養父に対する敬愛追慕の情は一刻一刻と侵害され続けるのであり、かかる損害を回復するためには、被告靖國神社が合祀を取り消すことが不可欠である。被告靖國神社が合祀を取り消してこそ、原告楊元煌は、自己の養父の魂を招魂し、自身の方式による追悼を行い、自己の宗教的人格権を全うできるのである。

従って、上記損害賠償のみならず、被告靖國神社は、合祀取消義務をも有する。

以 上